

2021年7月14日

各 位

埼玉県東松山市本町二丁2番47号
株式会社マミーマーケット
代表取締役社長 岩崎 裕文

吸収分割に係る事前開示事項

当社は、彩裕フーズ株式会社（以下「分割会社」といいます。）との間で、2021年7月14日付にて締結した吸収分割契約の定めるところにより、2021年10月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、分割会社の惣菜事業（以下「承継事業」といいます。）を当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本吸収分割は会社法第796条第2項に定める簡易分割となります。

1. 吸収分割契約の内容
別紙1のとおりです。

2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。分割会社は、当社の完全子会社であり、当社がその発行済み株式の全てを保有していることから、かかる取り扱いは相当と考えております。

3. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

当該事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

当該事項はありません。

4. 当社（承継会社）についての次に掲げる事項

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

当該事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

当社の最終事業年度の末日(2020年9月30日)現在の貸借対照表における資産の額は54,567百万円、負債の額は33,464百万円です。当社の最終事業年度の末日から現在に至るまでに資産及び負債の額の変更を考慮しても、本効力発生日以降において、当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本効力発生日までの間における上記の見込みに重大な支障を及ぼすような事態の発生や、本効力発生日以降に当社による債務の履行に重大な支障を来すような大幅な減収、継続的な損失等の発生は、現時点では予想されておりません。

以上により、本効力発生日以降における当社の負担する債務について、履行の見込みに問題は無いものと判断しております。

以上



吸収分割契約書

株式会社マミーマート（以下、「甲」という）と甲の100パーセント子会社である彩裕フーズ株式会社（以下、「乙」という）とは、乙がその事業に関する権利義務の一部を甲に承継させる旨の吸収分割（以下、「本件分割」という）について、本日次の通り契約（以下、「本契約」という）する。

第1条（分割の内容）

- 1 乙は、乙の営む事業のうち、惣菜の仕入れ及び販売に関する事業（以下、「惣菜事業」という）に関する権利義務の一部を甲に承継させ、甲はこれを承継する。
- 2 本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

記

（1）承継会社

商号 株式会社マミーマート
住所 （省略）

（2）分割会社

商号 彩裕フーズ株式会社
住所 （省略）

以上

第2条（承継の対象）

- 1 甲は、第5条の効力発生日において、惣菜事業に関する資産・負債・雇用契約・売買契約を含む権利義務を乙から承継する。但し、承継する権利義務のうち、資産及び負債については、2021年9月30日現在の貸借対照表及び総勘定元帳によるものとし、これに第5条の効力発生日までの変化の内容を加味して確定されるものとする。
- 2 前項における債務の承継形式は、免責的債務引受とする。

第3条（割当交付等の不存在）

乙は甲の100パーセント子会社であり甲が乙の株式全てを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当交付を行わない。

第4条（資本金等）

本件分割によって甲の資本金及び資本準備金並びに利益準備金の金額は、増加しない。

第5条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2021年10月1日とする。但し、本件分割の進行上必要がある場合には、甲乙の合意により変更することができる。

第6条（株主総会）

本件分割は、甲においては会社法第796条2項の要件を満たす簡易吸収分割、乙においては会社法第784条第1項の要件を満たす略式吸収分割のため、本分割承認のための株主総会は開催しない。

第7条（善管注意義務）

本契約締結後第5条の効力発生日まで、乙は惣業事業について、甲は全事業について、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を行い、その財産及び権利義務に多大な影響を与える事項については、予め相手方に報告し、その同意を得て行うこととする。

第8条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約により相手方より開示を受けた相手方の経営上・技術上の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号に該当する情報については、この限りではない。
 - (1) 相手方から開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2) 相手方からの開示後に自らの帰責事由によらず公知となった情報
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4) 相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報
 - (5) 法令又は官公庁の命令により開示を強制される情報
- 2 本条の規定は、本契約終了後5年間は効力を失わない。

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 甲又は乙の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により、本契約を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。
- 4 第2項の規定により、本契約を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第10条（解除・変更）

甲乙は、本契約締結後第5条の効力発生日までの期間、天変地異その他双方当事者の責に帰さない事情により、甲又は乙の資産・負債・経営状態等に大幅な変動があった場合、協議によって分割条件を変更すること及び本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。

第11条（本契約の効力）

本契約は、法令に定められた関係官庁の認可が得られないときに効力を失う。

第12条（協議等）

- 1 甲乙は、本契約に明記されていない事項又は本契約の各条項の解釈に関して疑義が生じた場合、誠実に協議して解決するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の協議で解決できない場合、本契約に関する一切の紛争についての第一審の専属的管轄裁判所をさいたま地方裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年7月14日

甲：埼玉県東松山市本町2丁目2番47号
株式会社マミーマート
代表取締役 岩崎 裕文



乙：埼玉県川越市大字大袋592
彩裕フーズ株式会社
代表取締役社長 秋葉 和夫



(別紙2)彩裕フーズ株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,205	流動負債	2,156
当座資産	2,678	買掛金	1,468
棚卸資産	88	未払税金	293
その他	3,438	未払費用	321
固定資産	397	預り金	9
有形固定資産	211	賞与引当金	64
無形固定資産	11	固定負債	96
投資その他	175	長期預り金	1
		退職給付引当金	61
		役員退職慰労金	33
		負債合計	2,252
		純 資 産 の 部	
		株主資本	4,350
		資本金	50
		利益剰余金	4,300
		純資産の部合計	4,350
資産合計	6,602	負債及び純資産合計	6,602

損 益 計 算 書

〔 自 2019 年 10 月 1 日
至 2020 年 9 月 30 日 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	15,433
売上原価	1,907
製品製造原価	10,211
売上総利益	3,313
販売費及び一般管理費	2,169
営業利益	1,144
営業外収益	33
営業外費用	2
経常利益	1,175
税引前当期純利益	1,175
当期純利益	776

株主資本等変動計算書

〔 自 2019年10月1日
至 2020年9月30日 〕

(単位：百万円)

区分	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年10月1日 残高	50		3,524		3,574
剰余金の配当					
当期純利益			776		776
自己株式の取得					
株主資本以外の 項目の合計					
年度中の変動額			776		776
2020年9月30日 残高	50		4,300		4,350

区分	その他の包括利益			少数株主 持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2019年10月1日 残高					3,574
剰余金の配当					
当期純利益					776
自己株式の取得					
株主資本以外の 項目の合計					
年度中の変動額					776
2020年9月30日 残高					4,350